

令和5年6月13日14時00分
和歌山河川国道事務所

洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ります ～紀の川水系の「ダム洪水調節機能協議会」をWEB開催します～

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、紀の川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「ダム洪水調節機能協議会」を開催します。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、昨年度から取り組んでいる既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

令和3年9月30日に紀の川水系において、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備されています。

本年度も紀の川が出水期を迎えることから、紀の川水系ダム洪水調節機能協議会を開催し、情報提供及び意見交換を行います。

【紀の川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法:WEB開催
- 開催日時:令和5年6月15日(木)14:00～
- 構成員:別紙1のとおり
- 主な内容:令和4年度における事前放流実施状況及び意見交換(別紙2のとおり)
- 会議の公開:本会議は冒頭挨拶までを報道機関に公開します。傍聴を希望される方は別添様式によりお申し込みください。

<取扱い>

<配布場所>和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山地方新聞記者クラブ、奈良県政記者クラブ、五條市政記者クラブ

<問合せ先> 紀の川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 副所長 竹中 宏徳(内線:204)
河川占用調整課長 久保 徳生(内線:341)
電話 073-424-2471(代表) 073-402-0268(直通)

別紙1

<構成員>

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長
国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長
奈良県 県土マネジメント部 吉野土木事務所長
奈良県 県土マネジメント部 五條土木事務所長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
五條吉野基幹水利施設管理協議会 会長
電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店 支店長代理
和歌山県 企画部 地域振興局 地域政策課長
奈良県 水道局 業務課長
関西電力株式会社 再生可能エネルギー 事業本部 吉野水力センター 所長
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長
五條吉野土地改良区 理事長
山田ダム土地改良区 理事長
大和平野土地改良区 事務局長
紀の川土地改良区連合 事務局長
紀の川用水土地改良区 事務局長
五條市 水道局長
大淀町 上下水道部長
吉野町 暮らし環境整備課長
和歌山市 企業局 水道工務部長
橋本市 水道環境部長
気象庁 和歌山地方气象台 防災管理官

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

紀の川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日時：令和 5 年 6 月 1 5 日 1 4 時～

WEB 会議

1. あいさつ

2. 議事

- ・ 規約の改正について

3. 情報提供

- ・ 令和 4 年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・ 令和 4 年度の全国における事前放流実施状況
- ・ 利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

4. その他

- ・ 事前放流に関する報告様式等について
- ・ 意見交換等

以 上

ダム洪水調節機能協議会 傍聴申し込みについて

◆申し込み方法

メール件名を「ダム洪水調節機能協議会の傍聴について」とし、
メール本文に

①氏名

②報道機関名

③連絡先電話番号

を記載の上、委員会事務局(kubo-n86yg@mlit.go.jp)まで6月14日までご送付ください。

④その他 冒頭挨拶までを報道機関に公開します。冒頭挨拶後は、WEB会議から退出頂きます。

必要であれば、協議会終了後に事務局から説明を行いますので、WEB会議の案内をさせていただきます。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課

課長 久保 徳生 、 占用調整係長 佃 直樹

TEL:073-402-0268 FAX:073-427-1859